



## RESOLUTION No. 36) MIGRATION AND DISCRIMINATION

### 第 36号決議) 移住と差別

第29回国際公務労連 (PSI) 世界大会  
2012年11月27日-30日、南アフリカ・ダーバン

世界で移住が増加していることに**留意する**。過去25年間で世界では他国に移動する人々の数は倍増し、現在約2億人に上っている。欧州自体、得られた知識、労働、多様性が成長と開発に大きな意味を持ってきたことを証明する明確な事例である。人の移住は根本的に自然なプロセスである。移住は、良き融合と雇用への近道を可能にする高い要求を社会に課している。

また、移住の理由は、多種多様であることに**留意する**。一般的な生活水準の低さが原因であるかもしれないが、法の支配が機能していないこと、または政治的抑圧、宗教、文化、民族的な理由、性的指向に基づく弾圧、母国の戦争、紛争などが理由であることもある。最も多いのは、自身と家族のためにより良い仕事を求めるためである。母国に存在しない仕事、または生活賃金が得られない仕事など、移住は移動する人々にも大きな課題を伴う。低賃金や雇用契約の欠如、長時間労働、移住先の国での詐欺など、さまざまな差別を受けるのも珍しいことではない。

さらに、労働組合は、移民労働者の権利が確実に尊重されるようにするうえで、重要な役割を果たすことに**留意する**。こうした労働組合の役割は、全国および国際レベルの両方で全面的に認識されなければならない。労働組合は、移民労働者間で組織化水準を高めるよう取り組まなければならない。移民労働者を労働組合に組織することは、搾取のリスクを低減し、労働者の力と交渉の立場を補強し、社会的一体性を深め、より公正な社会の構築に貢献する。

平等な待遇がなされ、差別のない労働社会の原則は、ILOのディーセントワークのアジェンダの中核を成し、全ての移民政策の基礎とならなければならないが、これが世界の多くの国で無視されていることを**危惧する**。こうした原則の欠如は、不正と移民労働者の搾取を招き、労働者全体にとっても労働条件を押し下げる条件を生む。これは、移民が財産ではなく脅威と捉えられるということにもつながりやすい。

公共サービスの削減と不安定な経済は、分断の政治に格好の材料を生み出す、そして一部の人間は失業の責めを金融崩壊と公共サービス削減にではなく、移住と移民に負わせる。

われわれは、低賃金と労働条件の悪化、環境の過剰な搾取、福祉水準の低下を通じた競争力の確保を決して認めないと**断言する**。われわれは、開発と公正な分配の実現を可能にし、より多くの国が底辺ではなく上に向かって努力することを支持する。

また、人権と労働組合権は普遍的であり、不可分な個別の権利であると**断言する**。宗教または文化で例外を設けることは容認しない。

国際通貨基金 (IMF) や世界銀行といった国際組織で労働者の権利を維持する取り組みにおいて、PSIを**支援する**。

一時的または大幅な移住が見られた場合は、加盟組合間の連絡を促し、受け入れ国で可能な限り良い条件を整えるようにする。

国際公務労連 (PSI) は世界150カ国の2000万人の公共サービス労働者を代表する国際的な労働組合連合組織である。PSIは人権を擁護し、社会正義を提唱し、万人が利用できる質の高い公共サービスを促進しており、国連機関と協力し、労働団体や市民社会団体などの諸団体と提携して活動している。

移民労働者に関するILO第97号および143号条約、ならびに移民労働者とその家族に関する1990年の国連条約の批准を求める取り組みを拡大するよう、PSI加盟組織に**推進**する。

さらに、PSIと加盟組合が、搾取、ソーシャル・ダンピングから労働者を守り、労働者の安全衛生を守る国際協定に確実に従うよう**推進**する。

PSI加盟組合がこれらの労働者を組織するさらなる取り組みを行うよう**推進**する。

PSIと加盟組織が、排外主義をはじめ、あらゆる形態の差別と抑圧から職場を解放する取り組みを精力的に行うよう**推進**する。

PSIと加盟組織に対して、排外主義をはじめ、あらゆる形態の差別と抑圧から職場を解放するためにもっと精力的に活動すると共に、極右勢力と闘うために地域コミュニティや労働組合と提携し、キャンペーンを行うことも**強く呼びかける**。

ILO労働基準が、国際貿易協定と規制に盛り込まれなければならないことを**要求**する。

さらに、労働が期限付きであるかどうかを問わず、労働が行われる国の労働市場を司る法律と団体協約に従って、労働に対価を払うことを**要求**する。職を求めて新たな国に到着する人々は、差別されてはならないが、その国の全員と同じ権利と義務を有する。これは基本原則である。

行動プログラムおよび規約を含む大会決議[Congress resolutions](#) を参照のこと